

事業及び対象技術分野に関する要望・意見について
「有機性排水処理技術拡大ワーキンググループ」 会合の開催及び意見の募集」より

1. 意見募集の概要

- 広く事業に関する意見を集め、より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的として、拡大ワーキンググループの開催に合わせて、意見募集を実施した。
- 意見内容としては、事業の進め方、実証のあり方、対象技術への要望、実証によるメリット等の向上についての提案、要望、意見等であり、事業全般としている。
- 環境省ホームページにおいて募集（平成20年11月4日（火）～11月25日（火））したところ、8件の意見があった。

・実証機関	3件
・技術の製造・販売者（メーカー）	4件（実証試験の申請者2件、その他2件）
・技術の利用者（ユーザー）	1件

2. 意見募集結果の概要

（1）対象技術及び事業の運用についての要望・意見

○対象技術への要望・意見

- ・本年度から、「汚泥発生量の低減等の技術」も実証範囲に追加されたが、一般に日量50トン未満の排水規模にはあまり適さないものとする。この技術に限定すれば、汚泥の減量が主目的であることから、排水量の規模について緩和してはどうか。
- ・今後の展開として、日本（特に中小・ベンチャー企業）の優れた様々な排水処理技術を国内外に発信していくため、有機性排水に限定せず無機性排水（メッキ、塗装等）を含め、排水処理技術を網羅的できるような分野へ再編することも考えてはどうか（例えば、食品系では高濃度排水、メッキ系では有害物質含有排水として、少量でも環境汚染が懸念される場所である）。
- ・簡易的、導入コストの安価、維持管理費性の容易及びコスト削減等の技術を優先して対象技術に選定できることが望まれる。（大規模施設に対する技術であっても、）小規模事業場への導入可能な技術を最優先に選定・実証し、小規模事業場への普及促進に繋げる必要がある。
- ・ベンチャー企業等のニーズへの配慮として、この事業に優位性を感じるのであれば、申し込みが多いと思われる。実証事業も企業のニーズに対応する柔軟性が必要であり、監督官庁等の責任として、規制要素への全般的な能力実証は当然必要ですが、企業の

戦略上特に強調したい要素の性能確認内容を強調調査する等の配慮があっても良い。

○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（試験方法等に関する内容）

- ・実証運営機関や実証機関の承認期間を複数年度とし、実証技術の募集期間を設けずにいつでも申し込める制度にして、環境技術を持つ開発者の支援と実証試験事業の受け入れる機会を増やす必要があると考える。また、他のメリットとしては、実証試験場の状況によっては、調査期日の延長を行うことで、十分な調査期間が確保され実証試験と同地点における状況を十分に把握できることから、実証対象技術の効果をより明確に捉えることが可能になると考えられる。
- ・単年度毎に、実証運営の選定から試験結果の公表まで行う体制から複数年度にまたがる体制に移行できないか。
- ・実証試験の手段が実証試験要領に見合わないときの対応方法を定める。汚泥減容化では、調査区分（定期、日間、週間調査）ごとの必要性に疑問がのこり、汚泥の搬出量や搬出回数、さらに搬出する際のMLSS濃度などによる評価が原則と考える。そこで、実証対象項目においては調査区分の適用範囲を免除できるようなシステムの導入を希望する。様々な申請技術を取り上げるためには、場合によっては要領にない方法での実証試験を提案できる手続きを決めることにより、申請技術を広く受け入れることが出来る。
- ・既存の試験結果の妥当性が確認できれば、実証試験の結果として採用し、実証にかかる費用を下げることも可能である。（手数料の軽減にも繋がる。手数料等に関する内容を含む。）
- ・週間での汚濁負荷変動が小さい（毎日、一定量で同一の原料が投入され、生産される）ことが確認できる場合には、週間試験を省略（または試験日数の削減）することができないか。（手数料の軽減にも繋がる。手数料等に関する内容を含む。）
- ・グリーストラップは問題があり、低排水量・高負荷の小規模飲食業の悩みを解決することを優先しなければならない。現状の問題を解決できない油阻集器と合併浄化槽の現状の性能分析を行う必要である。
- ・対象ユーザーは、何が解決したのか、しないのかを知りたがっている。その技術分野の規格適合試験等を受け、合格しているものが、何に役に立ち、何が解決するのかを調べるべきである。しかし、諸事情で規格適合試験等が受けられない場合や試験方法が無い場合には、閉鎖域内での性能試験やテーブル実験で、流域内での効果が得られそうな結果が得られた場合のみ、最後の試験まで実施する。
- ・実証期間を時間・日・週単位の短期間から、月・年の長期間の評価にした方が良いのではないか。また、過去に設置されたものでは、過去から現在に至る状況も性能評価出来ないか。なぜならば、困っている現場の改善や解決は最低でも1年以上の継続が試されないと意味がない。設置される装置などは最低5年以上使用されるので、その期間での問題解決、維持力、ランニングコストなどが問題とされる。安心して導入できる判断は、長期間のものでなければならない。
- ・試験を作業中の現場で行う例が多い。試験に要する項目と、時間がかかり過ぎで厨房

での日常作業に差し支え、客先現場での実験許可が取りにくい。

○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（手数料等に関する内容）

- ・手数料（費用）の捻出に苦慮している実証申請者があり、費用が障害となって十分な実証ができないこともあり得るため、実証試験の手数料に補助制度を創設できないか。
- ・資金調達の側面は企業の永遠の課題であり、財政状況の厳しい中、補助金の捻出は困難であっても、融資優遇制度等の措置を講じることで、金融機関からの資金調達のハードルを下げることができ、企業側にもメリットが出ると考えられる。
- ・応募者にとって、一回の実証試験の実際の費用が 200-400 万円では高価過ぎる。実証試験であり、細部に渡っての経時的試験が必要で、それなりの試験担当官の出張費、回数の多い試験作業で費用がかさむ事は理解出来るが、良し悪しの判定であれば、もっと短時間で可能なのではないか。
- ・環境負荷は、民間企業が排出しているだけでなく、国民1人1人の累計であり、かつ国全体での問題と考えた場合、環境省が民間技術メーカーの実証技術にかかる費用を助成・負担する枠組があれば、メーカーの環境技術向上意欲は高まる。

○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（認証・認定等に関する内容）

- ・実証試験により得られた水質等のデータを公表だけでは、企業としての事業戦略上のメリットが低いのではないかと。技術に自信があれば、むしろ技術認証・認定制度の要請が高いものと思われる。
- ・全技術開発者へのロゴマークの付与だけでなく、特に優れた技術を選定し環境大臣から表彰するなど、更なるインセンティブ付与のための仕掛けづくりを検討して欲しい。
- ・実証試験後における技術情報の多様化、評価により、技術開発者が求める費用対効果としてメリットが生まれてくる。技術開発者における実証試験の最大のメリットは、対象技術が国等で行う調査で認められたという事実と考える。現状では、HP、環境展等で情報を収集しない限り実証試験の実態やその結果等も確認することができない。「認証」ではなく「実証」であることから販売促進への影響は少なく、技術開発者にとっての費用対効果としては半減してしまっている。
- ・基本的に“実証すれど、認証せず”の方針では応募者にとって魅力がない。対象技術が良いのか悪いのかの判断を利用者である第三者に任せても、専門的な実証技術内容が良く理解されない。その技術が客観的に良いのか悪いのかを知らせるべきである。
- ・実証から認証又は認定にしなければ意味がない。しかし、実証されただけですべてが認証・認定されてはならない。第三者機関が性能実証を行い、問題解決能力を有し、性能を評価すべきものに認証・認定を与えられれば、より環境技術性能の信頼性の確保に繋がるのではないかと。

○その他の要望・意見

この実証試験を受けなくても、市場的には行政の指定する適合品となったことで製品の信頼性確保となり、現時点での実証試験は意味を持たないものにしか感じられない。

現在、この実証試験に興味を持つとすれば、より企業としてのメリットを得られるか、より普及に役立つのかである。もし、実証試験を受けるのであれば、現時点で困った状態を抱える現場の現状の分析から現在の困り事がどのように解決されるかを、その行程全てを実証機関で分析評価することが出来るならば、である。

性能は問題を解決して初めて真の性能と言える。実証データの微妙な言い回し、解りにくい表現はユーザーにも、企業のためにもならない。現在のままで、評価芳しからずの仲間になるのは企業としてはメリットにならない。より確実なものとしての技術評価が出来る実証となるなら意味を持つ（企業のメリットとなる認定品としての認証試験法に繋がる取組にして頂きたいものである）。

（２） 実証によるメリット等の向上についての要望・意見

○試験結果公表方法等への要望・意見

- ・本事業HPの技術情報については、報告書の公表のみならず、技術一覧表の作成、企業HPへのリンク付け、対象実証技術の紹介パンフのファイル添付など、知識の乏しいユーザーでも容易に技術内容を理解できるような工夫が不可欠であると考えられる。
- ・実証場所、技術がカバーする業種、規模等から技術を検索できるようにならないか。
- ・エンドユーザーへの配慮として、実証結果のホームページへの掲載の仕方を工夫して欲しい。学問的実証結果を陳列するのではなく、業種別、規模別の検索機能や困った内容別の検索機能の結果、実証データにアクセスできるように配慮すれば、この実証事業がより活用されると思われる。
- ・中小企業にとって営業戦略の構築が課題であり、企業及び技術（商品）露出は戦略的に必要である。直接的な販売支援ではなく、関係機関への露出を行ってもらえれば、企業及び技術（商品）の認知度が向上する。
- ・環境省から日本産業機械工業会等、本事業に関連する団体・業界に対して、そのHP、会報、メール配信等への事業紹介記事の掲載、環境関連の雑誌や新聞等で本実証技術の連載等の積極的な働きかけをして欲しい。

○試験結果報告書への要望・意見

- ・概要編の参考情報の項目に、技術適用分野（例えば、食品排水、厨房排水、染色排水、生活排水等）を追加すれば、食品系排水以外を扱うユーザーにも認識してもらえるのではないか。
- ・過去の実証試験結果はすべて学問的実証に留まり、対象となるユーザー（小規模事業者）にとっては難しすぎる。エンドユーザーは経済活動の中で生きており、欲しい情報の優先順位は基準値・規制値を守るのは当たり前であり、学問的実証データでなく、経済的実証データである（メーカーからの聞き取りランニングコストを掲載しているが、そのことこそ、第三者的立場で対応して欲しい項目であり、その上でシステム全体に対する実証データである）。

- ・試験方法・結果が「誰のためのものなのかはっきりしていない」、「解りにくい表現であり、小規模事業者には理解できない」、「何を解決する事が出来るか」、現状では開発者が理解できるレベルの表現であって、ユーザーのための情報になっていない。

○その他の要望・意見

- ・浄化槽法や下水道法の前処理・除害設備の指導に、本技術分野での成果が生かせないか。また、事業の付加価値を高める方法は採ることができないか。
- ・実証技術の市場性、将来性を精査した上で、更なる技術向上のための支援を継続的に行うことで、将来的には国内の環境改善と中小企業の活性化にもつながると考えられる。
- ・実証された技術に対して、販売上のプロモーション（援助、フォロー）が期待出来ない。
- ・実証した後、カタログにロゴマークをつけ、また実証報告書のコピーを添付する事により、処理システムの説明が随分とやり易くなった。活性汚泥法との比較ではメンテナンスの費用が1割で済むと、汚泥が完全分解して余剰汚泥の処理が不要になる等、をセールスポイントにしているが、実績数の少なさが難点になっている。

(3) その他

- 小規模飲食店などの有機性排水処理については、グリーストラップやこれに代わる微生物処理システムによる前処理の重要であるにもかかわらず、グリーストラップそのものも一般に（バイオマスの専門家を含め）認識されていない現状である。
- 各年度の技術実証の申し込み数の推移をみると、減少傾向にあるが、下記のようなことに対するレビューデータは見あたらない。
 - ・実証事業を推進する側と受ける側のニーズのギャップはないか
 - ・環境技術の普及及び促進するためのプレゼン方法はベストであるか
 - ・技術実証によって、対象企業の売り上げは伸ばしたか
 - ・対象となる小規模事業所の有機性排水処理施設の普及率は上昇したか、それは目標に対してどの程度であったか